

# 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種説明書

定期接種の対象となる方にこのお知らせをお送りしております。

接種を希望される方は同封の通知書を、実施医療機関に御持参いただきますようお願いいたします。

## 【肺炎球菌ワクチン】

肺炎による死亡者の95%以上が、65歳以上の方です。

肺炎で一番多い病原菌は肺炎球菌です。肺炎球菌ワクチンを接種しておくことで、肺炎の予防や肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果が期待されます。

## 【接種対象者】 小川町に住民登録がある下記の方

- ① 65歳の方
- ② 60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障害(身体障害者手帳1級)がある方

## 【接種期間】

**対象者①: 65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで**

**対象者②: 60歳の誕生日の前日から65歳の誕生日の前々日まで**

これまでに一度も高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方が対象となります。この期間に接種出来なかった場合、その後の接種は全額自己負担となりますので、一度もワクチン接種をされておらず助成を希望される方はこの期間での接種をお勧めします。

【持参するもの】 ・同封の通知書 ・マイナ保険証等

・身体障害者手帳(対象者②に該当する方)・生活保護受給証(生活保護受給者のみ)

【接種費用】 **8,000円(町負担額を差し引いた額)**

## 【受け方】

- ①実施医療機関(別紙)でワクチン接種の予約をしてください。  
※町外の医療機関での接種を希望される場合は事前に健康福祉課まで御連絡ください。
- ②宛名が入った通知書およびマイナ保険証等を持参し受けてください。
- ③接種を終えたら医療機関に8,000円をお支払いください。

**※御注意ください！！**

**この通知を受け取られた方であっても、過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを一度でも接種されたことのある方は定期接種の対象外となります。**

## <高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について>

### ■肺炎球菌とは

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

### ■沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)とは

肺炎球菌には、100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、そのうち20種類の血清型を対象としたワクチンであり、この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。

また、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

### ■副反応について

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、痙攣(熱性痙攣含む)、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛(59.6%)、筋肉痛(38.2%)、疲労(30.3%)
10%以上	頭痛(21.7%)、関節痛(11.6%)
1%以上	紅斑、腫脹

### ■予防接種を受けることができない方、接種に注意が必要な方

ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方、明らかな発熱を呈している方、重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方、また予防接種を行うことが不適当な状態にある方等は接種できません。

また、免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある方、過去に痙攣をおこしたことがある方、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)の成分や、ジフテリアトキソイドに対してアレルギーを呈するおそれのある方、血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている方は接種に注意が必要です。

### ■予防接種を受けた後の注意

ワクチンの接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。当日の激しい運動は控えるようにしてください。

### ■予防接種による健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。制度の利用を申し込む時は、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。

### ■他のワクチンとの同時接種・接種間隔

医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、带状疱疹ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。